

議案第七十四号

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年十一月二十七日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

杉並区の福祉に関する事務所設置条例（平成十二年杉並区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（設置）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、杉並区の区域に福祉に関する事務所を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第二条 前条の福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
杉並区杉並福祉事務所	杉並区荻窪五丁目一五番一三号	杉並区の区域

(委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、支所の設置その他福祉に関する事務所に関し必要な事項は、区長が定める。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五中「杉並区西福祉事務所」を「杉並区杉並福祉事務所」に改める。

(提案理由)

福祉に関する事務所を統合する等の必要がある。

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例
旧 条 例

（設置）

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、杉並区の区域に福祉に関する事務所を設置する。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条の規定に基づき、杉並区の区域に福祉に関する事務所を設置し、その名称、位置及び所管区域は別表のとおりとする。

（名称、位置及び所管区域）

第二条 前条の福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
杉並区杉並福祉事務所	杉並区荻窪五丁目一五番一三号	杉並区の区域

(委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、支所の設置その他福祉に関する事務所に關し必要な事項は、区長が定める。
